

和歌山市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判を市長が申立てる手続及び成年後見人若しくは成年後見監督人、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は任意後見人若しくは任意後見監督人（以下「後見人等」）の報酬に係る助成について必要な事項を定めるものとする。

(申立ての要請)

第2条 次の各号に掲げる者は、次項に掲げる者であつて、前条に掲げる法律の規定に基づき後見等を必要とする状態にあるもの（以下「該当者」という。）がいると判断したときは後見等開始の審判の申立てをすべきことを市長に要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 該当者の日常生活の援護者（親族以外の者に限る。）
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員
- (6) その他保健・医療・福祉関係機関に従事する者

2 前項に掲げる該当者は、市内に住所又は居所のある者とする。ただし、次に掲げる者はこの限りでない。

- (1) 生活保護の実施機関が和歌山市である者
- (2) 施設入所、介護保険サービス又は障害福祉サービスの措置の実施機関が和歌山市である者（契約に切り替わった者は除く。）
- (3) 介護保険の保険者が和歌山市である者
- (4) 自立支援給付の支給決定が和歌山市である者
- (5) 市外に長期入院している者で、入院前に市内に居住していた者（退院後に入院前の居住地に居住することが予定されている場合に限る。）

(該当者の調査)

第3条 市長は、前条による要請があつたときは、該当者に面談し、健康状態及び精神状態等該当者の現状を調査するものとする。

(親族の調査)

第4条 市長は、第2条の要請があつたときは、該当者の配偶者及び2親等内の親族の有無を調査するものとする。調査の結果、親族が確認されたときは、当該親族に後見等申立ての必要性を説明し親族による申立てを促すとともに該当者と親族との関係もできる限り調査し、虐待又は財産争議の事実等、市長が親族に代わって申立てをするべき事由の有無を調査するものとする。

(市長の申立て)

第5条 次に掲げるときは、市長が後見等開始の審判を申し立てることができる。

- (1) 該当者に配偶者及び2親等内の親族がおらず、かつ、3親等又は4親等の親族で審判を請

求する者の存在が明らかでないとき。

- (2) 該当者の配偶者及び2親等内の親族の代表者又はそのいずれかが文書により（明らかに文書により難い事由があると認められる場合を除く。）自らが申立てをしないことを市長に申し入れたときで該当者の福祉を図るために市長が申立てをするべきであると判断したとき。
- (3) 配偶者及び2親等内の親族があっても虐待の事実等があり、該当者の福祉を図るために市長が申立てをするべきであると判断したとき。
- (4) 緊急等の事由により、配偶者及び2親等内の親族の有無の調査を実施することができない場合で、明らかに該当者の福祉にとって申立てをすることが必要であると判断したとき。

（医師の判断）

第6条 市長は、後見等の審判を申し立てるときは、事前に医療機関に該当者の診断を依頼し、後見又は保佐若しくは補助のいずれの保護を必要としているか判断するために診断書を徴しなければならない。

（申立書の作成）

第7条 市長は、後見等の審判を申し立てるときは、家庭裁判所の指定する様式に基づく申立書を作成する。

（費用負担）

第8条 印紙代、登記に係る費用、申立書の作成費用及び鑑定料等、申立てに当たって必要となる費用については、家庭裁判所が後見人等を選任した後、民法（明治29年法律第89号）第702条第1項の規定に基づく事務管理の有益費用として、市長が支出したこれらの額を当該該当者に対して求償するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（審判前の保全処分）

第9条 市長は、該当者の状況を考慮し、緊急を要する場合において必要と認めるときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第105条第1項の規定に基づく審判前の保全処分を命ずる審判の申立て（以下「審判前保全処分の申立て」という。）を家庭裁判所に対して行うものとする。

（報酬に係る費用の助成）

第10条 市長は、成年後見制度を利用する本人が次の各号のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬に係る費用を助成することができる。ただし、後見人等が任意後見人又は本人の親族である場合は除くものとする。

- (1) 市内に住所及び居所のある者
 - (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当する者
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、報酬に係る費用助成の対象外とする。
- (1) 生活保護の実施機関が市外である者
 - (2) 施設入所、介護保険サービス又は障害福祉サービスの措置の実施機関が市外である者（契約に切り替わった者は除く。）
 - (3) 介護保険の保険者が市外である者
 - (4) 自立支援給付の支給決定が市外である者
 - (5) 市内に長期入院している者で、入院前に市外に居住していた者（退院後に入院前の居住地

に居住することが予定されている場合に限る。)

- 3 市長が前条に基づく審判請求を行った場合は、家庭裁判所が選任した者の報酬に係る費用を助成することができる。

(助成の資産要件)

第11条 前条の報酬費用の助成は、本人の資産等が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく生活保護受給者(ただし、資産がある等後見人等への報酬を負担することができる場合は除く。)

(2) 活用できる資産がなく、助成金の支給を受けなければ生活の維持が困難な状況にある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が特に助成を必要と認める者

(助成対象費用及び対象期間)

第12条 第10条に規定する助成対象費用は、家事事件手続法別表第1の第13項、第31項、第50項及び第119項に規定する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した期間(直近の12か月間。ただし、就任した月が属する場合は直近の18か月間。)に係る報酬額とする。

(助成金の支給の申請)

第13条 助成金の支給の申請をしようとする者は、家庭裁判所が後見人等の報酬を決定した後、成年後見人等の報酬助成金支給申請書(様式第1号)に報酬付与の審判、本人の資産状況等が確認できる書類、本人の生活に係る収支状況が明らかとなる書類及び後見人等であることが確認できる書類を添えて提出するものとする。

- 2 前項に規定する申請は、報酬付与の審判があった日から1年以内に行わなければならない。

(助成金支給の決定)

第14条 市長は、前条の申請書を受理した時は、これを審査し、その結果を成年後見人等の報酬助成金(不)支給決定通知書(様式第2号)により申請者に対し通知するものとする。

(助成金の支給)

第15条 助成金は、後見人等の報酬助成請求書(様式第3号)をもって、後見人等が指定した預金口座(様式第3号)に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条の規定による助成金の支給を受けた者が偽りその他不正な手段により助成の決定を受けていた場合、助成金支給の決定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、報酬付与の審判日が施行日以後のものについて適用し、報酬付与の審判日が施行日以前のものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の規定は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した期間が令和6年4月1日以後のものについて適用し、令和6年3月31日以前のものについては、なお従前の例による。

様式第1号(第13条関係)

後見人等の報酬助成金支給申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者

住所(所在) _____

氏名(名称) _____

連絡先 _____

(本人との関係)

後見人 保佐人 補助人 監督人

和歌山市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、支給の可否を決定するにあたり、公簿等により本人の所得状況等を調査及び確認することに同意します。

1 本人 (被後見人等)	(住 所) (氏 名) (生年月日)	<input type="checkbox"/> 被後見人 <input type="checkbox"/> 被保佐人 <input type="checkbox"/> 被補助人 <input type="checkbox"/> その他
2 後見人等 (監督人は除く。)	(氏 名) <input type="checkbox"/> 申請者と同じの場合は氏名の記入は不要	(本人との関係) <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 専門職 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> その他
3 申請の理由		
4 報酬助成申請額	円 (但し、年 月から 年 月分)	
5 助成対象期間	年 月分から 年 月分まで	
6 添付書類	(1)財産目録等の写し等報酬付与の申立て時の資産状況の判明するもの (2)収支予定表等の写し等報酬付与の申立て時の収支状況の判明するもの (3)報酬付与の審判決定書の写し (4)保護受給証明書(本人が生活保護受給者である場合のみ) (5)後見人等であることが確認できる書類の写し	

(和歌山市処理欄)

【本人の市外の場合】

※いずれか和歌山市である場合のみ助成対象

生活保護 措置実施機関

介護保険 自立支援給付

市内に復帰予定の長期入院者

【申立種類】

市長申立て 本人申立て 親族申立て

その他 ()

様式第2号(第14条関係)

和福高第 号
年 月 日
(年)

後見人等の報酬助成金支給決定通知書

様

和歌山市長

年 月 日付けで申請のあった後見人等の報酬助成については、和歌山市
成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定により、下記のとおり決定しましたの
で、通知します。

報酬助成決定額 円

(注)申請内容に虚偽、不正があったとき、又は、後見人等の報酬以外の目的に使用した場
合には、報酬助成額の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号(第15条関係)

年 月 日

(宛先) 和歌山市長 様

請求者
住所(所在)
氏名又は名称

印

後見人等の報酬助成請求書

年 月 日付けで決定通知のあった後見人等の報酬助成について、和歌山市成年後見制度利用支援事業実施要綱第15条の規定により下記のとおり請求します。

請求金額

円

口座名義人	
金融機関等名(支店名)	
口座番号	
被後見人等氏名	
被後見人等住所	

添付書類：後見人等の報酬助成金支給決定通知書の写し